

第2編 基本構想

- 第1章 まちの将来像 34
- 第2章 まちづくりの目標 35
- 第3章 まちの主要指標 40
 - 1 人口・世帯数 40
 - 2 就業者数 42
 - 3 幸福度 43
- 第4章 土地利用構想 44
 - 1 土地利用の基本方針 44
 - 2 拠点・軸形成の方針 45
 - 3 ゾーン別土地利用の方針 46
- 第5章 計画の体系 48



第1章 まちの将来像

まちの将来像を次のように定めます。

心つなが みんなでつくる スマイルタウン

心つなが

住民一人ひとりが互いを認め合い、支え合う、『**人がつながるまち**』の姿を表しています。そして、将来の町民にも心に向け、みんなの想いを未来につなげるという意味も込めました。

みんなでつくる

「みんなでつくる」という言葉には、まちで暮らすすべての人はもとより、地域の団体や事業者等の様々な主体がみんな主役となって、ともにつくり上げる『**協働のまち**』の姿を表しています。

スマイルタウン

私たちが目指すまちは、みんなの笑顔の絶えない『**しあわせのまち**』です。その目標とするまちの姿を「スマイルタウン」という言葉で表現しました。

本計画の愛称は、
目標とするまちの姿「スマイルタウン」を目指して、
“スマイルビジョン”とします。



第2章 まちづくりの目標

まちづくりの目標を9つ設定しました。

(1) 定住先として選択されるまち

分野1 都市環境

豊かな自然環境と交通の利便性を活かし、良好で潤いのある環境の中で快適性を感じながら暮らせるまちをつくとともに、住宅地としての良好なイメージを形成し、町の将来を担う若い世代を中心に定住先として選択されるまちを目指します

まちづくりの方針

- ①豊かな自然環境を活かした良質な住宅地の整備及び良好な住環境の保全を図り、快適な生活ができる都市環境を実現します。
- ②安全な道路交通環境の整備及び公共交通の利便性の向上を図り、安全で利便性の高い交通環境を実現します。
- ③水道の安定供給と持続的な污水处理を維持します。
- ④若い世代から居住地として選択されるために、住宅都市としての魅力を町内外に発信します。



(2) 安心して子どもを産み育てることができるまち

分野2 こども

子育て世帯に対する充実した様々な支援とともに、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。そして、一人ひとりの子どもが、個性や能力が育まれる教育を受けながら、健やかに成長できる環境をつくり、地域の様々な人々と関わる中で、これからの地域を担う人材が育つまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①子育てしやすいまちとするために、妊娠、出産、育児、就学そして卒業までの切れ目のない相談・支援の充実を図ります。
- ②子育てと仕事の両立を可能にするため、子育て世帯の働き方に応じた保育や子どもの居場所づくり等を支援し充実を図ります。
- ③学校、地域、家庭が連携して、子どもの豊かな体験・学びの場を増やすとともに、交通事故や犯罪から子どもを守り、地域ぐるみで子どもを支援する体制を構築します。



(3) 楽しく学び、いきいきとした生活ができるまち

分野3 学び

人生100年時代を見据え、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って活躍できるまちを目指します。

そのため、区、NPO、ボランティア、文化・スポーツ等の様々な団体・グループの活動が活発に展開され、住民同士の交流に加えて、町外からも様々な人が集まり、にぎわいのある交流が生まれる等、いきいきとした生活を送ることができるまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①学校、家庭、地域、行政が連携、協働し、子どもの学び・育ちを応援します。
- ②誰もが生涯にわたって自分らしく学ぶことができるよう、学びの機会の充実を図ります。
- ③生涯学習、スポーツ、文化・芸術活動等に多くの住民が参加でき、活動しやすい環境を整備します。



(4) 人と人がつながり、互いに支え合い、健康で安心して暮らせるまち

分野4 健康・福祉

住民や区、医療及び介護関係者、NPO、ボランティア、各種団体、企業、行政等の多様な主体が連携しながら、様々な困難を抱えている個人や家庭を支え合い・助け合う仕組みを構築するとともに、その担い手の発掘・育成を行い、誰もが継続して安心して暮らせるまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①健康で生きがいのある生活ができるように、健康づくりの活動を促進します。
- ②必要な医療を受けられる体制づくりを進めるため、広域的な医療機関の連携強化に努めます。
- ③高齢者や障がいのある方が地域で安心して生活できるように、福祉サービス等必要な支援体制を整えとともに、地域資源等を活かした支え合い・助け合いの仕組みを構築します。
- ④多様な主体が連携しながら、誰もがそれぞれの体力、能力を活かして活動できる機会を増やし、地域の担い手の発掘・育成を図ります。
- ⑤新型コロナウイルスのような新しい感染症に関する情報の収集と提供を行い、感染予防及びまん延予防対策を図ります。



(5) 災害に強く、安全・安心に暮らせるまち

分野5 安全・安心

住民一人ひとりの防犯・交通安全意識を高め、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちを目指します。また、地震や集中豪雨等の自然災害に対する個人や地域、組織の対応力を高めるとともに、新型コロナウイルス等の感染症拡大への対応を強化し、災害に強く、安全性の高いまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①地域ぐるみで取り組む防犯活動を支援します。
- ②安全な道路交通環境を整備するほか、幼児及び児童、高齢者に重点を置いた交通安全教育や意識啓発活動を推進します。
- ③地震や集中豪雨等の自然災害に備え、都市基盤・施設の耐震化を始めとする防災・減災に対応するための事前対策を講じるほか、自主防災活動等の取組を支援・拡充することにより、地域防災力の向上を図ります。
- ④自然災害等に起因する様々なリスク(最悪の事態)を回避するため、地域の強靱化に向けた施策を推進します。



(6) 産業が持続・発展する活力のあるまち

分野6 産業・交流

既存産業の集積や多様な地域資源を活用して、既存産業の振興や新たな産業の創出を推進するとともに、町外からの観光交流を活発にすることにより、産業が持続・発展する活力のあるまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①産業用地の検討を進めるため、新規企業の誘致について調査を進めます。また、農業の分野においては、付加価値の高い作物の生産・販売を促進します。
- ②地域の産業・文化資源を有効活用して個性的な魅力を発信し、観光客等の交流人口の拡大を図ります。
- ③人材不足に悩む町内企業の従業員や後継者等の人材の確保を支援し、産業の活力を高めます。



(7)環境にやさしいまち

分野7 環境

自然に囲まれた潤いのある環境の保全、町内の事業者や住民による省資源・低炭素化に向けた取組、地元農畜産物の地産地消の推進及びクリーンエネルギーの利用、自動車に過度に依存せずに歩いて暮らせるまちづくり等を推進し、環境にやさしいまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①住民、事業者の地球環境に対する意識を高め、一人ひとりが可能な取組を促進します。
- ②貴重な自然資源の保全や緑豊かな環境の整備による潤いのある環境の保全・整備を図ります。
- ③ごみの減量化、省エネルギー及び再生可能なエネルギーの普及等、低炭素社会に向けた取組を促進します。



(8)多様な主体が連携・協働するまち

分野8 まちづくり・地域経営

協働のまちづくりの担い手を育成するとともに、新たな協働の関係構築を促しながら、地域における課題の発見や解決に向けて、住民や区、NPO、ボランティア、各種団体、企業、大学、行政等、様々な主体が連携・協働するまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①協働によるまちづくりの有益性について、多くの主体が学び共有できる機会を増やし、協働についての理解を促します。
- ②これまでに取り組んできた協働のまちづくりの実績を活かしつつ、区やNPO、ボランティア等と連携しながら、新たな活動の担い手を発掘・育成します。
- ③住民と行政とがまちづくりの目標を共有し、信頼関係の下で、ともに創るまちを目指します。
- ④様々な活動主体の交流を促すことで、地域活動の活性化や新たな協働によるまちづくりの促進を図ります。
- ⑤性別、国籍に関わりなく、互いを理解し合いながら共生できる社会づくりを進めます。



(9)効率的で効果的な行政運営のまち

分野9 行財政

行財政改革を着実に進め、効率的な行政運営を進めるとともに、住民、各種団体、町内外の企業の知恵や力を活用して、地域課題の解決、社会資本の効率的な維持管理、社会経済環境の変化への的確な対応を図り、限られた財源の中で効果的な行政サービスが提供できるまちを目指します。

まちづくりの方針

- ①住民と行政が信頼関係の下で協働のまちづくりを推進していくために、住民への情報提供を充実するとともに、住民が町政に対して意見を反映する機会を充実します。
- ②行財政改革に継続的に取り組み、安定した財政基盤を確保し、必要な事業を確実に進めることができる財政運営を行います。
- ③インフラ・公共施設を効率的に維持し、長寿命化を促進するためのシステムを導入し、公共施設の統合・複合化を計画的に進め、老朽化に的確に対応した維持管理、加えてインフラ・公共施設等を含めた都市機能の集約化や誘導を目指します。
- ④民間の新技術やノウハウを積極的に活用して、業務の効率化や新たなサービスの提供を行い、行政サービスの向上を図ります。



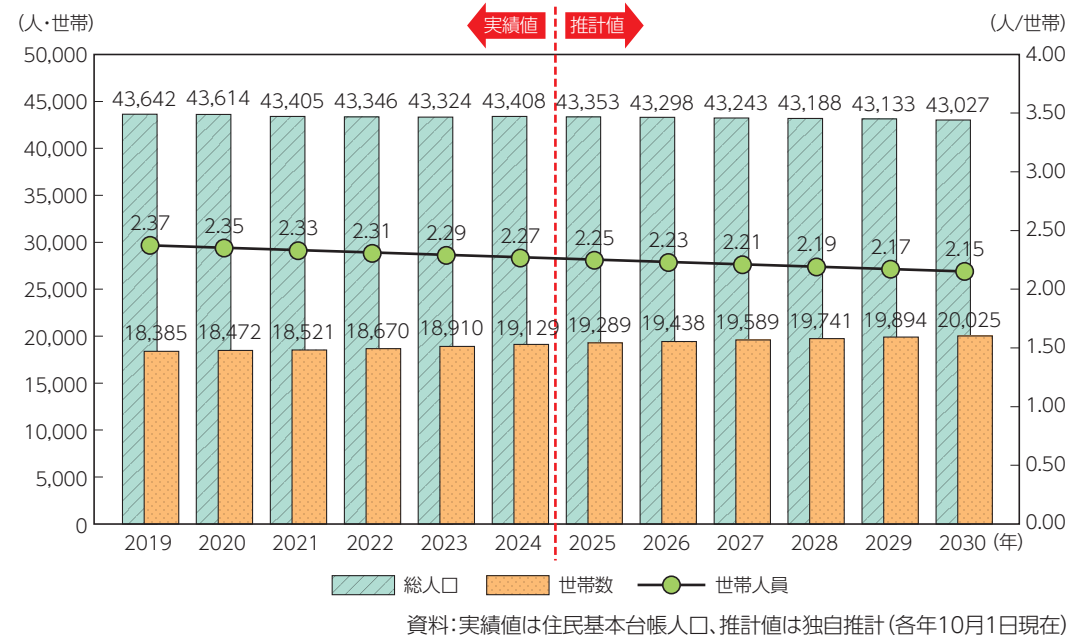
① 人口・世帯数

人口 43,000人、世帯数 20,000世帯

本町の人口は、2020年(令和2年)より減少に転じました。しかしながら、社会経済状況による変動はあるものの、本町の社会動態(転入者数-転出者数)はこれまで概ね、増加で推移してきたことから、従来と同程度の水準で社会増を維持していくことで人口減少の緩和を図り、目標とする人口を43,000人とします。

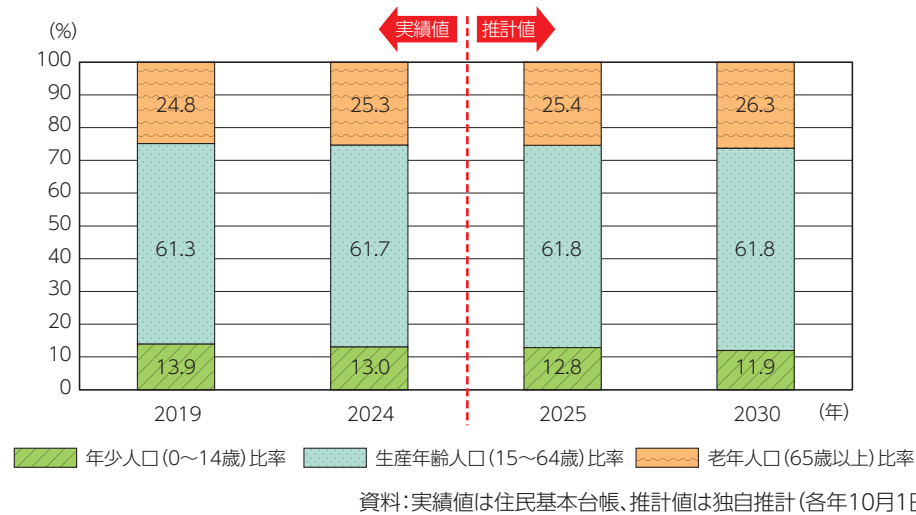
世帯数については、外国人や高齢者の単身世帯が増加することから、今後も世帯人員は減少し、2030年(令和12年)には2.15人/世帯になることが推計されるため、概ね20,000世帯に増加することが見込まれます。

図表1 総人口・世帯数・1世帯あたりの人員の推移



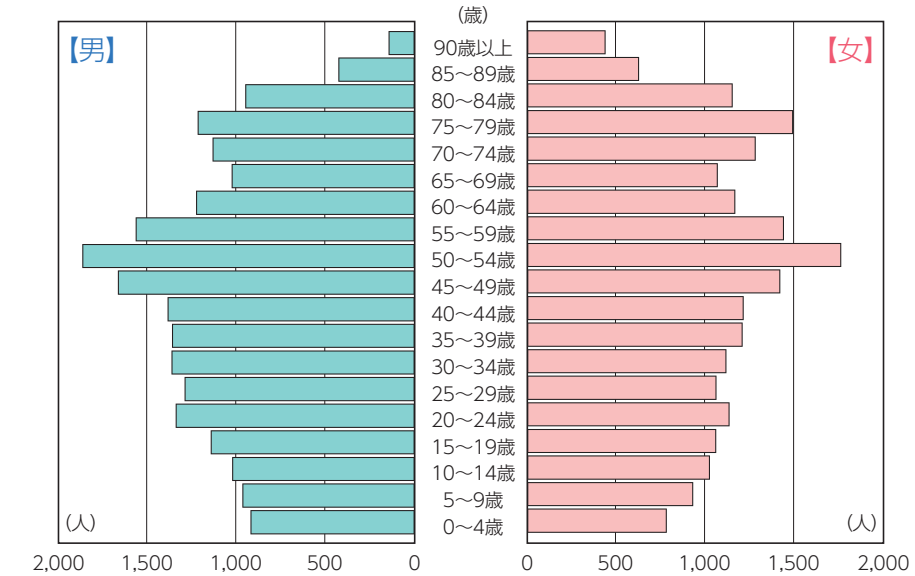
少子高齢化が一層進み、年齢3区分別では、2030年(令和12年)には、年少人口(0～14歳)の構成割合は11.9%に減少、一方、老年人口(65歳以上)の構成割合は26.3%まで増加することが見込まれます。

図表2 年齢3区分別人口の推移



図表3 人口ピラミッドの比較

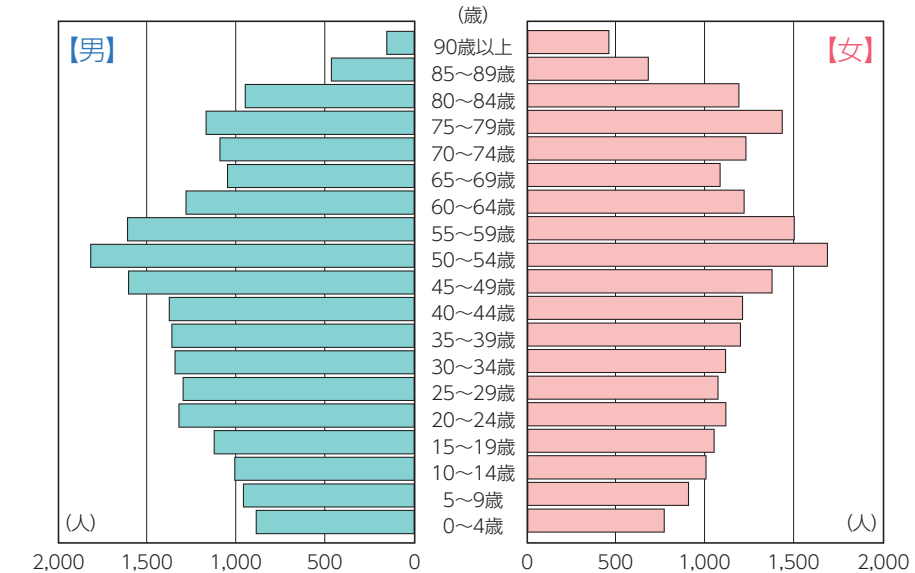
2024年



高齢者1人を
支える
現役世代の人数
2.4人

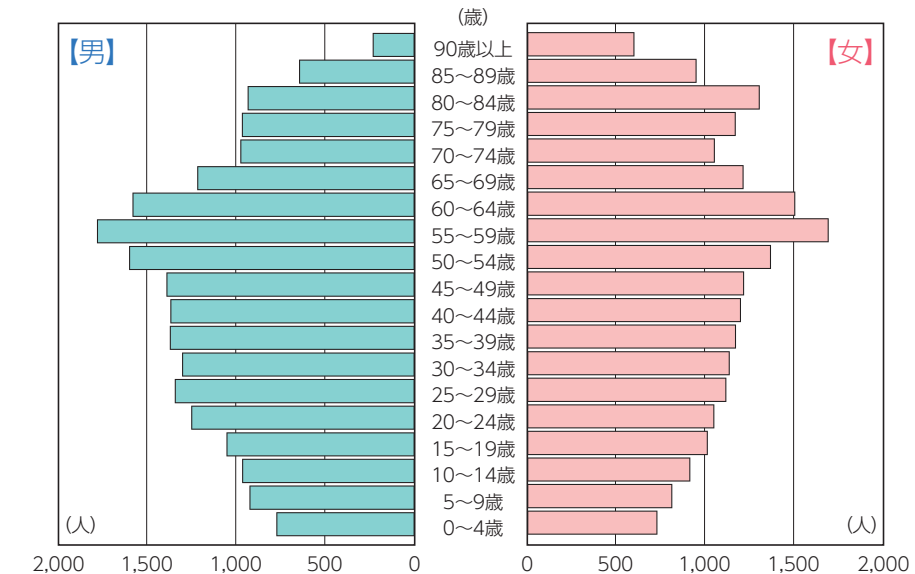
実績値
推計値

2025年



高齢者1人を
支える
現役世代の人数
2.4人

2030年



高齢者1人を
支える
現役世代の人数
2.3人

資料:実績値は住民基本台帳、推計値は独自推計(各年10月1日現在)

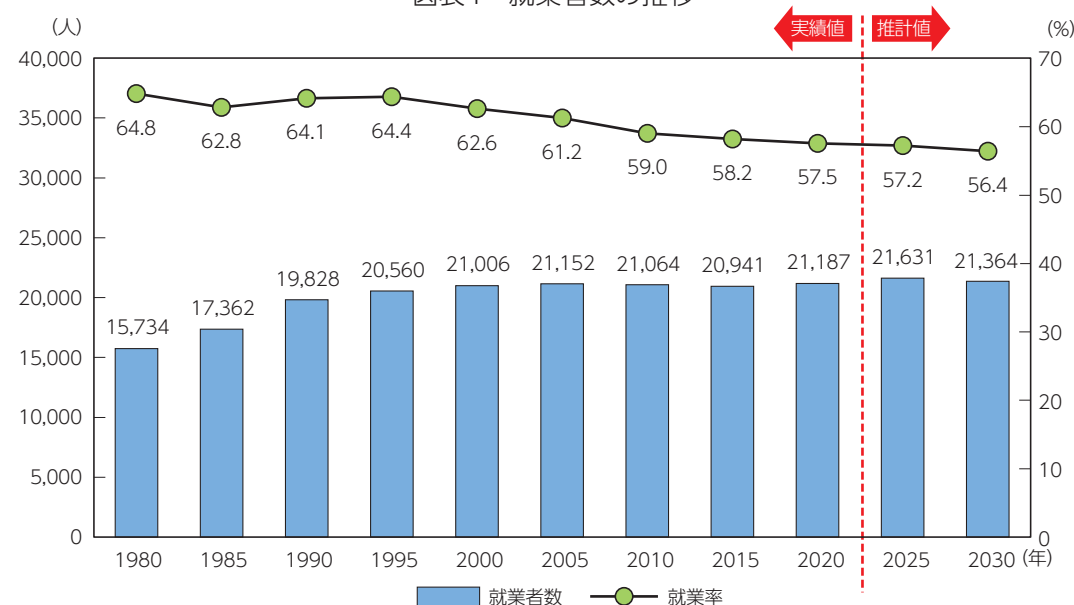
② 就業者数

就業者数 21,400人、就業率 56%

これまでは人口の増加に伴い、就業人口は増加傾向にありましたが、今後は人口減少が予想されることから、就業人口も減少に転じることが見込まれます。また、少子高齢化が進み、主な労働力となる生産年齢人口(15～64歳)の減少が予想されることから、就業率も低下することが見込まれます。

人口の社会増を維持するとともに、新たな産業の育成、雇用確保を図りながら、就業者数の減少を抑制することに努め、目標とする2030年(令和12年)の就業者数を21,400人、就業率を56%とします。

図表4 就業者数の推移



資料:実績値は国勢調査、推計値は住民基本台帳人口による独自推計(各年10月1日現在)



③ 幸福度

幸福度 7.0よりも上を目指して

私たちが目指す「しあわせのまち」の状況を経年的にみていくため、町民意識調査における幸福度を「しあわせ指標」として設定し、その向上を目指していくものとします。

2018年(平成30年)に実施した町民意識調査の幸福度の平均点*11は6.8、2021年(令和元年)は7.0、2024年(令和6年)も7.0でした。今後もこの数値の向上を目指します。

用語解説

*11 幸福度の平均点……26頁参照



第4章 土地利用構想

港と鉄道に古い歴史を持つ本町は、我が国の高度経済成長を背景に、港湾施設の整備、臨海工業用地の造成が進み、それとあわせて平野部・丘陵部での市街地整備、農地開発といった様々な地域開発・整備が展開されてきました。

地理的条件、交通条件、自然条件に恵まれた本町は、こうした地域開発・整備の結果として、生活利便性が向上し、暮らしやすいまちとなっています。

今後は、これまでの土地利用を基本としながらも、世界共通の開発目標である“持続可能な都市”の構築に向けた視点にも配慮しつつ、効率的で秩序ある土地利用を進めていきます。

① 土地利用の基本方針

(1) 4層構造の土地利用を基本とします

本町の土地利用は、臨海部の工業用地、平野部の市街地、平野部から丘陵部にかけて広がる農地、そして背後に広がる森林・丘陵地が、海岸線と並行するかたちで4層構造を形成しています。今後も、この土地利用構造を基本として、安定した土地利用を図ります。

(2) 自然環境と調和した土地利用を進めます

海、河川、ため池、森林及び農地等を含めた自然環境は、まちに潤いをもたらし、人に癒しを与える大切な存在です。将来世代に継承すべき貴重な財産であることを深く認識し、自然環境と都市環境が調和する土地利用を進めます。

(3) 既成市街地の再生と有効活用を促します

本町の人口・産業規模に応じた持続可能な市街地の形成を目指し、快適に暮らせる住宅地や町のさらなる活力を創出する産業地(工場及び流通業務等の施設用地・観光交流施設用地)の確保を検討します。また、既成市街地の再生と土地の有効活用を図ることに重点を置き、人とまちが活気づく土地利用を進めます。

② 拠点・軸形成の方針

(1) 都市拠点

名鉄知多武豊駅とJR武豊駅、2つの駅をつなぐ一帯を本町の都市構造における中心的な核である都市拠点に位置づけます。都市拠点では、まちの中心として商業・サービス・住居等の機能が整い、住民や来訪者に魅力ある拠点形成を進めます。

(2) 地区拠点

名鉄富貴駅周辺を本町南部における核として地区拠点に位置づけます。地区拠点では暮らしに必要な機能が整った南部地域の暮らしを支える拠点形成を図ります。

(3) 交流拠点

都市拠点に近接し、今後、公共公益施設の集積を検討していく武豊中央公園周辺を始め、文化、生涯学習、憩い、ふれあいの場等として、住民が活発に交流し、意欲的に活動できるよう、次のような拠点形成を進めます。

- ・公共交流拠点：武豊中央公園、役場庁舎、保健センター 等
- ・学習交流拠点：中央公民館、図書館、歴史民俗資料館 等
- ・文化交流拠点：町民会館、総合体育館 等
- ・観光交流拠点：地域交流施設、屋内温水プール 等
- ・スポーツ交流拠点：運動公園 等

(4) 緑の拠点

自然公園や総合公園といった大規模な公園緑地を緑の拠点に位置づけます。緑の拠点では、自然や緑との触れ合いを通じ、人々が憩い・楽しみ・やすらぎを感じる緑豊かな拠点形成を進めます。

(5) 交通軸

名古屋市等との広域的連携を担う知多半島道路・南知多道路や、本町と近隣市町を結ぶとともに町全体から各種拠点等へのアクセスを担う都市計画道路等の主な道路を交通軸に位置づけます。交通軸では、都市計画道路の整備により、広域圏、近隣市町や地域を結び、ひと・もの・情報の活発な交流を支える利便性と快適性を兼ね備えた交通ネットワークを形成します。

(6) 親水軸

本町を流れる石川、堀川、新川を親水軸に位置づけます。親水軸では、住民の健康的で快適な暮らしを支え、周辺景観と調和した親水性の高い潤いのある水辺を形成します。

③ ゾーン別土地利用の方針

(1) 住居ゾーン

住宅地を主体とした土地利用が図られている地域及び今後計画的に住宅地を形成していく地域を住居ゾーンに位置づけます。住居ゾーンでは、土地区画整理事業や地区計画の活用等を進め、良質な居住環境の創出及び維持・保全を図るとともに、防災機能の向上や居住環境の改善を進め、各地区の特性に応じて、快適で安心して住み続けられる住宅地としての土地利用を進めます。

また、都市拠点に近接し、既存の市街地と一体的な住宅地の形成が可能な地域では、農地等の自然環境の保全に配慮しつつ、若者世代を始め多様な世代の定住を促進する良好な住環境を有する市街地の形成を市街化区域への編入等を視野に入れながら検討します。

(2) 産業ゾーン

工業地を主体とした土地利用が図られている地域及び今後計画的に産業地(工場及び流通業務等の施設用地、観光交流施設用地)を形成していく地域を産業ゾーンに位置づけます。産業ゾーンでは、健全な生産環境の維持・保全や、近接する居住環境や緑の環境と調和した産業用地としての土地利用を進めます。

(3) 商業ゾーン

名鉄知多武豊駅・富貴駅、JR武豊駅周辺や知多東部線等の幹線道路の沿道を商業ゾーンに位置づけます。商業ゾーンでは、商業・サービス等の機能集積を図り、生活利便性の向上やまちのにぎわい形成につながる商業地としての土地利用を進めます。

(4) 農業ゾーン

市街化調整区域に広がる農地及び既存集落地を農業ゾーンに位置づけます。農業ゾーンでは、良好な自然景観の形成、保水機能等多面的な観点から積極的に農地を保全するとともに、耕作放棄地の発生防止、解消に努めます。また、既存集落地における周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の保全を図ります。

(5) 自然ゾーン

自然公園や総合公園、運動公園を含む南部丘陵地を自然ゾーンに位置づけます。自然ゾーンでは、緑豊かな大切な自然環境を積極的に保全するとともに、保全を基本としながら、住民が自然と接し、触れ合うことができるように、自然を活かした憩いやレクリエーションの場として活用します。

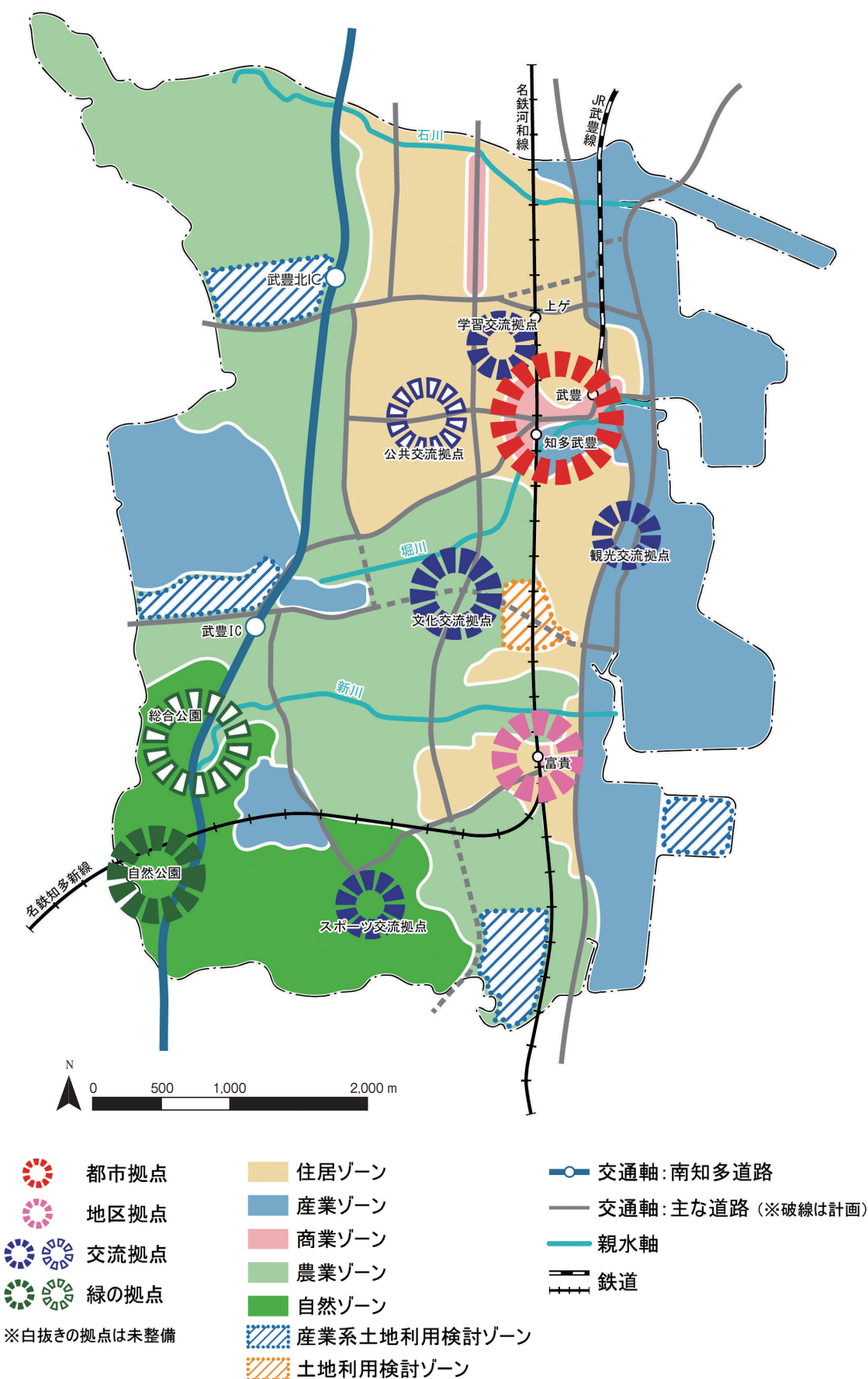
(6) 産業系土地利用検討ゾーン

武豊インターチェンジや武豊北インターチェンジ周辺、知多東部線の沿線等の広域交通の利便性が高い地域、臨海部の埋立地を産業系土地利用検討ゾーンに位置づけます。産業系土地利用検討ゾーンでは、農地等の自然環境の保全に配慮しつつ、新たな企業誘致を図ることができる産業系市街地の形成を市街化区域への編入等を視野に入れながら検討します。

(7) 土地利用検討ゾーン

文化交流拠点の東側に隣接する地域を土地利用検討ゾーンに位置づけます。土地利用検討ゾーンでは、公共公益施設が立地する文化交流拠点や工業集積が進む衣浦港と隣接する地区特性を活かし、住居系と産業系の両面の可能性を視野に入れながら、都市計画道路の整備推進とあわせた有効な土地利用を検討します。

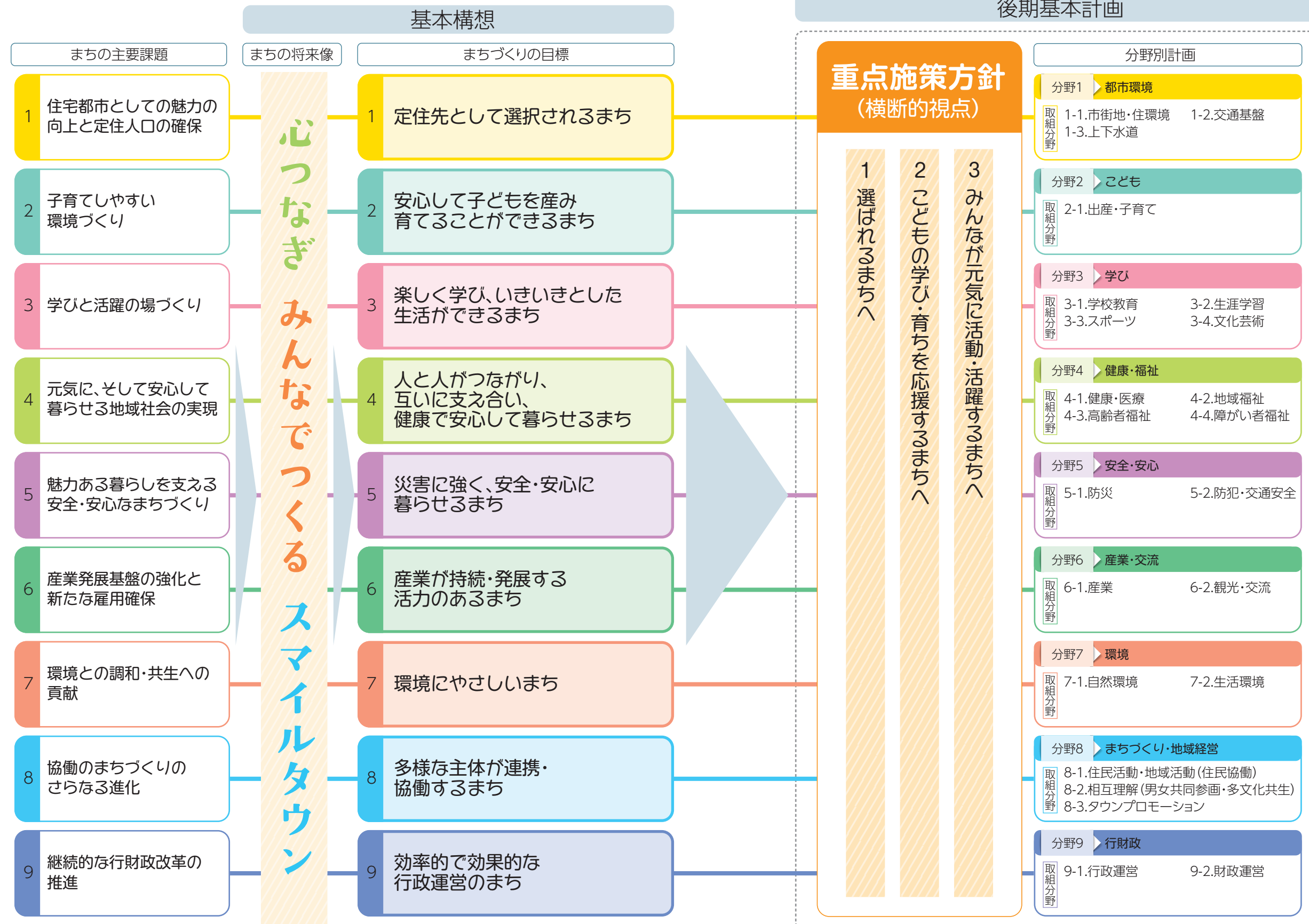
図表5 土地利用のゾーニング



第5章 計画の体系

基本構想では、まちの将来像、まちづくりの目標を定めました。

基本計画では、まちの将来像の実現に向けて、分野横断的な視点からみた3つの重点施策方針を掲げるとともに、9つのまちづくりの目標に沿って、分野別計画を示します。



実施計画

毎年度策定の実施計画(3年間分) ※別冊で作成